

岐阜市エコ・アクションパートナー協定書

岐阜市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、岐阜市エコ・アクションパートナー協定に関する要綱（平成19年9月21日決裁。以下「要綱」という。）第4条の規定に基づき協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が協働し、消費及び販売行動の実践を通じて循環型社会の構築を目指すため、「エコ・アクションパートナー」として、容器包装廃棄物の減量の取組等、環境負荷の低減を推進することを目的とする。

（乙の取組）

第2条 乙は、次に掲げる取組のうち2つ以上を実施するものとする。

- (1) レジ袋削減、簡易包装の推進
- (2) エコ商品、詰め替え商品の取扱いの拡大
- (3) 事業者による容器包装等の自己回収の推進
- (4) 前各号に掲げるもののほか、乙が独自で行うエコ活動

（甲の取組）

第3条 甲は、乙に対し、次に掲げる取組を行うものとする。

- (1) 容器包装等の使用削減及び自己回収の要請
- (2) 容器包装等の削減に資する情報の提供及び収集
- (3) 表示証等の交付及び物品支給等の支援
- (4) 前条に掲げる取組についての広報及び市民への協力要請

（取組の詳細）

第4条 前条に掲げる取組の詳細については、甲乙協議の上、別途定める。

（環境負荷低減の推進）

第5条 甲及び乙は、この協定書に定める取組のほか、環境への負荷の低減に関する取組を行うよう努めるものとする。

（協定の有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、締結の日から2年間とする。ただし、有効期間が満了する日の1月前までに、甲又は乙から更新しない旨の意思表示がなされないときは、協定は同一内容で更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

上記協定締結の証として、甲及び乙は、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

年 月 日

甲 岐阜市今沢町18番地
岐阜市
代表者 岐阜市長

乙 岐阜市〇〇〇
〇〇株式会社△△△△店
代表者 店長

〇〇 〇〇